

改正後			改正前		
別紙 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱			別紙 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱		
別表 6 障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）			別表 6 障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）		
各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)	階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)
A・B	(略)	(略)	A・B	(略)	(略)
C	<u>A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）</u>	(略)	C 1	<u>A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</u> 均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	(略)
D 1	<u>A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯</u> 12,000 円以下	(略)	C 2	所得割の額がある世帯	(略)
D 2	12,001 円から 30,000 円まで	(略)	D 1	<u>A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の</u> 15,000 円以下	(略)
D 3	30,001 円から 60,000 円まで	(略)	D 2	15,001 円から 40,000 円まで	(略)
D 4	60,001 円から 96,000 円まで	(略)	D 3	40,001 円から 70,000 円まで	(略)
D 5	96,001 円から 189,000 円まで	(略)	D 4	70,001 円から 183,000 円まで	(略)

D 6	189,001 円から 277,000 円まで	(略)
D 7	277,001 円から 348,000 円まで	(略)
D 8	348,001 円から 465,000 円まで	(略)
D 9	465,001 円から 594,000 円まで	(略)
D 10	594,001 円から 716,000 円まで	(略)
D 11	716,001 円から 864,000 円まで	(略)
D 12	864,001 円から 1,056,000 円まで	(略)
D 13	1,056,001 円から 1,238,000 円まで	(略)
D 14	1,238,001 円から 1,439,000 円まで	(略)
D 15	1,439,001 円以上	(略)

備考

1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

D 5	区分が次の区分に該当する世帯	183,001 円から 403,000 円まで	(略)
D 6		403,001 円から 703,000 円まで	(略)
D 7		703,001 円から 1,078,000 円まで	(略)
D 8		1,078,001 円から 1,632,000 円まで	(略)
D 9		1,632,001 円から 2,303,000 円まで	(略)
D 10		2,303,001 円から 3,117,000 円まで	(略)
D 11		3,117,001 円から 4,173,000 円まで	(略)
D 12		4,173,001 円から 5,334,000 円まで	(略)
D 13		5,334,001 円から 6,674,000 円まで	(略)
D 14		6,674,001 円以上	(略)

備考

1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の

(1) 地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（16 歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する特定扶養親族（19 歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第 295 条第 1 項（第 2 号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第 314 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する額（同条第 3 項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する率を

規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第 78 条第 1 項（同条第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項、第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項

(2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 24 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 3 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 3 項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条、所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律 5 号）附則第 59 条第 1 項、附則第 60 条第 1 項、所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 76 条第 1 項、附則第 77 条第 1 項及び第 2 項、附則第 80 条、附則第 81 条、附則第 82 条第 1 項

乗じて得た額を控除するものとする。

3～5 (略)

3～5 (略)